

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年3月2日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡綾里三陸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市猪川町字中井沢16番2地先から21番8地先まで	新	m 17.6~12.2	m 212.0
	旧	12.4~12.2	212.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成24年3月2日から同年4月2日まで